

マンションの維持管理等に係る履歴情報の登録について

1. 目的

マンションの維持管理等に関する情報を第三者登録機関に登録し、その情報を開示することにより、管理組合の維持管理を支援するとともに、適切な維持管理がなされているマンションが市場において適正に評価されることを目的とする。

2. 概要

管理組合が、維持管理情報等を標準書式により第三者登録機関に登録を行う。

登録機関は、当該マンションの区分所有者に対する登録情報の提供を行う。

マンション購入予定者等に対し、登録機関が登録の有無に関する情報の開示を行う。

マンション購入予定者等に対し、宅地建物取引業者等は、区分所有者等より提供を受けた登録情報の開示を受けて、マンションの維持修繕の実施状況の説明を行う。

登録促進策として、登録機関は、登録管理組合に対し、維持管理・修繕に関する情報の提供、無料相談等を行う予定。

【イメージ図】

